

改葬までの行程

花園霊園から他の墓地に移動したい場合

① 移動先の墓地で受入証明書の発行

墓地の管理者にお骨を移動したい旨を伝え、『受入証明書』を発行してもらってください。

- 受入証明書が無い(出ない)場合は、移動先の墓地の契約書等の写しでも結構です。

② 改葬許可証の取得

宇都宮市の市町村役場にて「改葬許可証」(或いは申請書)を取得します

- 各地域自治センター、地区市民センター、出張所等の窓口で受け取れます。
- 宇都宮市の改葬許可証は花園霊園管理事務所にも備え置きがあります。

改葬許可証への記入事項 (宇都宮市の場合)

「申請者」の欄 : お客様の住所・氏名を記入・押印

「死亡者」の欄 : 移動するお骨の氏名・住所等を記入

- お骨の情報が分からない場合は、花園霊園管理事務所までお問合せ下さい。

「墓地等の管理者」 : 花園霊園で記入・押印します。

③ 宇都宮市の役所への改葬許可証(申請書)の提出

宇都宮市の市町村役場の窓口(市役所市民課、各地域自治センター、地区市民センター、出張所等)に、記入済みの改葬許可証(申請書)を提出します。その後、改葬許可証を発行してくれます。

- 基本的に即日で対応してくれますが、場合によっては発行まで時間が掛かる場合もあります。

④ 花園霊園でお骨の取り出し

お骨を取り出す前に事務手続きをお願いします。必要な書類は以下のようになります。

『改葬許可証』

『受入証明書』

『花園霊園 永代使用契約書』、『花園霊園 永代使用権利証』

- 取り出し当日でも大丈夫ですが、書類が揃っていれば事前に手続きをする事もできます。
- 完全に墓地を返還する場合は、霊園使用規程により更地に戻してから返還する必要があります。手続き時に更地に戻ってなくても、解体処分工事の契約がなされている事が確認出来れば大丈夫です。
- 仏教の場合はお骨を取り出す際にご供養していただく場合が多いです。また同時に墓じまいを行う場合は 閉眼供養をしていただく事が多いです。必要に応じて墓地の管理者等にご相談下さい。

⑤ 移動先の墓地への埋葬

移動先の墓地にて埋葬の手続きを行い、埋葬を行ってください。